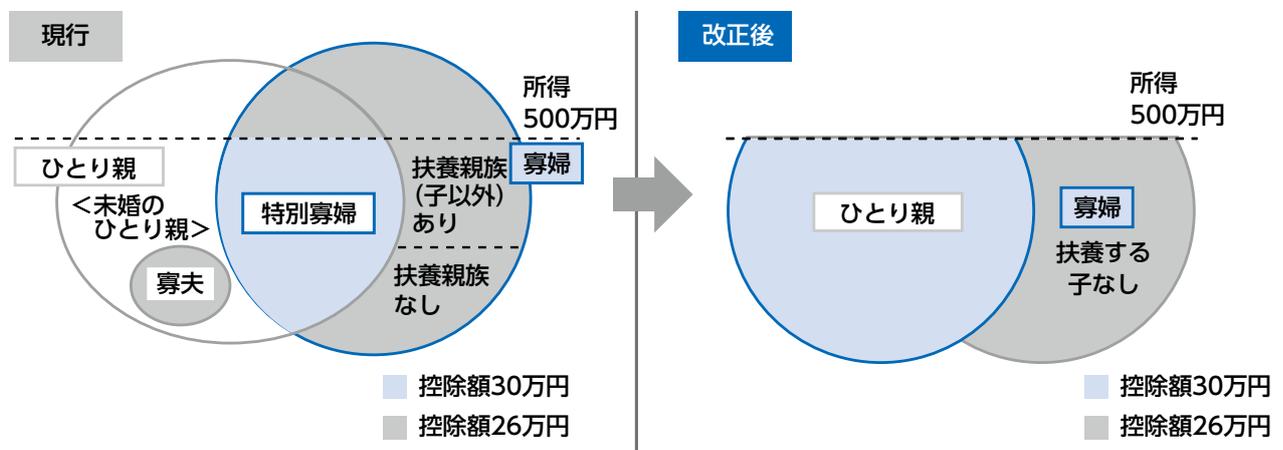


令和2年度 主な地方税法等の改正

個人住民税

寡婦（寡夫）控除について、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消し、全てのひとり親家庭に対して公平な税制支援を行う観点から、令和3年度分の個人住民税より、

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じとする子（総所得金額等が48万円以下）を有する単身者について、同一の「ひとり親控除」（控除額30万円）が適用されます。
- ②上記以外の寡婦については、引き続き寡婦控除として、控除額26万円を適用することとし、子以外の扶養親族を持つ寡婦についても、男性の寡夫と同様の所得制限（所得500万円（年収678万円）以下）が設けられました。



法人住民税・法人事業税

◎地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長・拡充

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、税額控除割合が寄附金額の3割から6割へ拡充され、適用期限が5年延長されました。

◎法人事業税の収入金額課税

電気供給業に係る法人事業税について、2020年の送配電部門の法的分離等に伴い、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から発電・小売電気事業に係る課税方式が見直されました。

<税率>（発電事業及び小売電気事業が対象）

【法人事業税】

区 分		改正前	改正後
資本金の額（又は出資金の額）が1億円超の普通法人（特定目的会社、投資法人、一般社団・一般財団法人は除く。）	収入割	1.0%	0.75%
	付加価値割	—	0.37%
	資本割	—	0.15%
上記以外の法人	収入割	1.0%	0.75%
	所得割	—	1.85%

【特別法人事業税】

基準法人収入割額	改正前	改正後
	30%	40%

※今回の見直しに伴い、特別法人事業税の規模を確保する観点から当該税率が見直されます。
（改正前）基準法人収入割額の30%→（改正後）基準法人収入割額の40%

固定資産税・都市計画税

◎使用者を所有者とみなす制度の拡大

令和3年度以降の年度分の固定資産税について、市町村が、住民基本台帳、戸籍簿等の公簿上の調査、使用者と思われる者やその他の関係者への質問等を尽くしてもなお、固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し課税できるようになります。

なお、使用者を所有者とみなして固定資産課税台帳に登録する場合には、その旨が事前に使用者に通知されます。

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

◎徴収の猶予制度の特例

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例が設けられました。

<特例制度の要件>

- ・収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ・一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること
- ・納期限が令和2年2月1日から令和3年2月1日までに到来する地方税

※納期限までに申請が必要となります。

◎中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が2分の1又はゼロとなります。

この軽減措置を受けるためには、次の要件を満たし、令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告する必要があります。

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

◎生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業者等を支援する観点から、適用対象が拡充され、一定の事業用家屋及び構築物が加わりました。また、適用期限が2年延長される予定となっています。特例率は現行と同様に、3年、0以上1/2以下の範囲内で市町村の条例で定める割合となります。

◎自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものが対象となりました。

◎耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

特例対象住宅をその取得の日から6月以内に居住の用に供することができない場合において、一定の要件を満たすときに、当該特例措置を適用できることとする等所要の措置を講ずることとなりました。

※令和3年度末入居分までの特例措置